

第百八十五号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第十二の款一の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下この款において「長期優良住宅建築等計画」という。）」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないとき」に改め、同項(二)中「又は」を「若しくは」に改め、「する場合」の下に「又は当該住宅について建築行為を行わない場合」を加え、同項二の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「又は改築する際に」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに」に改め、同項四の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（提案理由）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和

三年法律第四十八号)の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。